

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 職員の動員計画

災害が発生し、又は災害の発生が予想される応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、この計画に定めるところによる。

第1 初動体制の確立

気象情報等により災害の発生が予想される場合には、速やかに職員の動員配備等を行うとともに、雨量情報等の収集及び危険箇所の警戒巡視に努める。また、住民及び電気・水道等ライフライン管理者、交通機関等に対しても早急に注意を喚起し、又は警戒等の指示を行う。

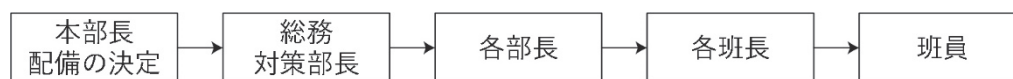
なお、災害対策上必要があるときは、災害対策本部の速やかな設置等により、防災体制の強化を図る。

第2 動員の配備、伝達系統と方法

1 本部職員に対する伝達方法

(1) 平常執務時の伝達方法

本部長の配備の決定により、本部の配備体制に従って総務対策部長（総務課長）が各部長に対し、庁内放送及び口頭で行う。



伝達系統図

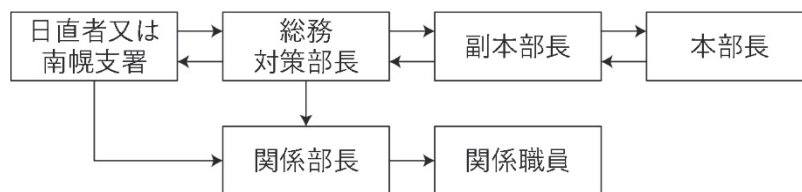
(2) 休日又は退庁後の伝達方法

日直者又は南幌支署は、次の情報を察知したときは、総務対策部長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長、職員に通知する。

ア 気象情報等が関係機関から通報されるとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 異常現象の通報があったとき。



日直者又は南幌支署による伝達系統図

2 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁する。

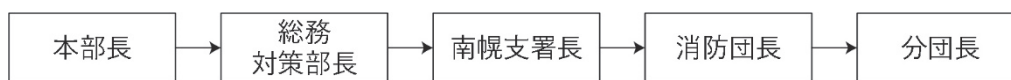
なお、本部が設置された場合は、防災行政無線、電話、テレビ、ラジオ等（放送機関に依頼）により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁する。

3 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき各部が配備体制を確立したときは、部長等は、直ちに本部長に報告する。

4 消防機関に対する伝達及びその出動

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次の伝達系統により行う。



消防機関への伝達系統図

第3 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する班員を他の部に応援させる。

災害の状況により応援を必要とする班にあつては、部長等は、次の事項を明らかにして総務対策部長を通じて本部長に申請し、必要な応援を受ける。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 所要人員（男、女別）
- 5 従事期間
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第2節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画の定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、各対策部長に対し、速やかに所管施設等の被害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるよう指示する。各対策部で収集した情報を、総務対策部で集計し、その状況を空知総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処するため、災害情報連絡室を設置する。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により空知総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(2) 国への報告

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料50）に基づき、空知総合振興局長に報告する。

ただし、町長は、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官）」（資料51）に定める第2「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（第3「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告す

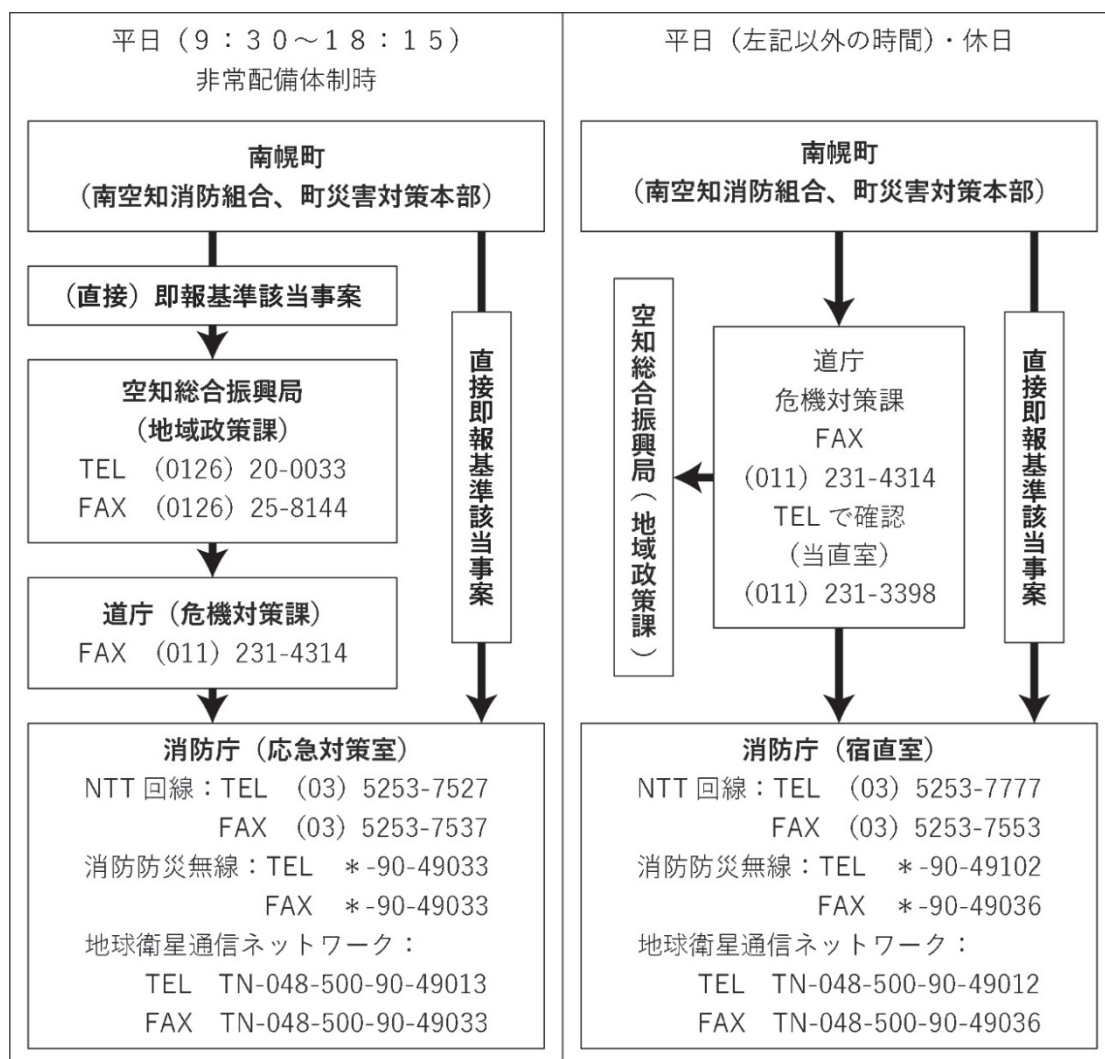
る。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は、通信の途絶等により、道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛及び消防庁長官宛の文書を消防庁へ提出する。

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。



災害情報等連絡系統図

※ 閉庁時の連絡方法と連絡先について、南幌町（消防）は道庁危機対策課（当直室）に報告様式をファクシミリで送信するとともに、電話によりファクシミリの着信を確認する。

資料21	気象等に関する特別警報・警報・注意報等	270
資料40	被害状況判定基準	357
資料50	災害情報等報告取扱要領	398
資料51	火災・災害等即報要領	400
様式 1	災害情報	445
様式 2	被害状況報告（速報 中間 最終）	446
様式 3	火災・災害等即報要領 第1号様式（火災）	448
様式 4	火災・災害等即報要領 第2号様式（特定の事故）	449
様式 5	火災・災害等即報要領 第3号様式（救急・救助事故等）	450
様式 6	火災・災害等即報要領 第4号様式（その1）	451
様式 7	火災・災害等即報要領 第4号様式（その2）	452

第3節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法によって通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番無し）をダイヤルし、NTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターが出たら、

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間

電報の内容	機関等
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と上記各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人名の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	（１）非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 （前記の第２の２（４）アの表中８欄に掲げるものを除く。） （２）緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（１）の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	（１）警察機関相互間 （２）犯罪が発生し、又は発生するおそれあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次表（ア）の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

電報の内容	機関等
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前記の第2の2（4）アの表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間

(ア) 新聞社等の基準

区別	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。）をいう。）を供給することを主な目的とする通信社

電報サービス契約約款（平成11年東企営第99－2号）より引用（別表11）

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

イ 南幌町防災行政無線による通信

南幌町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う（資料35）。

ウ 消防無線による通信

南空知消防組合消防本部、南幌支署、消防車等に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。

エ 長幌上水道企業団防災行政無線

本町庁舎に設置されている防災行政無線を利用して、情報の収集及び伝達を行う。

(2) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(3) 警察電話等による通信

栗山警察署の専用電話又は無線電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(4) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社栗山営業所を経て行う。

(5) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

(6) 札幌開発建設部専用電話による通信

札幌開発建設部専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い札幌開発建設部機関を経て行う。

4 通信途絶時等における措置

これまでに掲げた各通信系をもって通信を行うことができないとき又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する等、臨機の措置を講ずる。

また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているため、その利用も検討する。

〔連絡先〕総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

資料35	無線通信施設	350
様式8	通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車）	453
様式9	通信機器の借用様式（通信機器）	454
様式10	通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器）	455

第4節 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 町の広報

町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民及び事業所等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 住民及び事業所等に対する広報等の方法

- (1) 町及び防災関係機関等は、報道機関（ラジオ、テレビ、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、SNS等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

第2 安否情報

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- （４）町は、（３）にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

２ 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- （１）被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- （２）安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- （３）安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- （４）被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

なお、避難のための準備情報の提供や勧告・指示を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

1 町長（基本法第60条）

（1）町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

（2）町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

（3）町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を、速やかに空知総合振興局長を通じて道知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

2 水防管理者（水防法第29条）

（1）水防管理者（町長）は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（2）水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するとともに、栗山警察署長にその旨を通知する。

3 道知事又はその命を受けた職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条）

（1）道知事（空知総合振興局長）又は道知事の命を受けた職員は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対して立ち退きの指示をすることができる。

また、道知事（空知総合振興局長）は、洪水以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難場所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

- （２）災害発生により、町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により、必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、本章第15節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する

4 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- （１）警察官は、１の（２）により、町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行い、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

- （２）警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は、所属の公安委員会にその旨報告する。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- （１）住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- （２）他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- （３）警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- （４）他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- （５）住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（空知総合振興局）、北海道警察本部（栗山警察署）及び自衛隊は、法律又は本計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際し、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力、援助

町長は、防災関係機関に、避難者の誘導や事後の警備措置等避難の措置について協力を求める。

第3 避難の勧告、指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の基準

1 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は次のとおりとする。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者、避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。
避難指示（緊急）	実際に人的被害が発生した場合のほか人的被害の発生する可能性が非常に高まった状況	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

2 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、防災気象情報及び巡視活動並びに異常現象の通報等を勘案し、総合的に判断する。

(1) 水害（河川の氾濫）

ア 避難勧告等を判断する情報

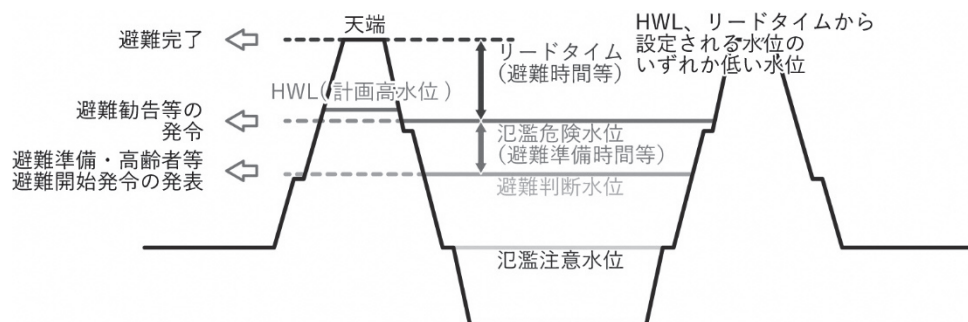
(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
気象情報	・大雨特別警報（浸水害） ・大雨警報（浸水害） ・台風情報 ・洪水警報
洪水予報	・〇〇川氾濫発生情報 ・〇〇川氾濫危険情報（〇〇川氾濫危険水位） ・〇〇川氾濫警戒情報（〇〇川氾濫警戒水位） ・〇〇川氾濫注意情報（〇〇川氾濫注意水位）
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・堤防等の異常に係る情報 ・浸水、増水、床上浸水の発生 ・河川に異常な流木の流れ込み
雨量	・雨量 ・累加雨量（降り始めからの雨量を合計した値）
河川管理者等からの情報	・河川の状況、今後の見通し
札幌管区気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し

(イ) 洪水予報

洪水予報は、河川名と次の危険度のレベルに応じた情報名と組み合わせて発表される。

a 洪水予報のイメージ



b 洪水予報の種類

洪水予報の種類	レベル	水位の名称	発表基準	町が住民に求める行動
〇〇川 氾濫発生情報 (洪水警報)	レベル5		氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める。
〇〇川 氾濫危険情報 (洪水警報)	レベル4	氾濫危険水位	氾濫危険水位に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態であるため、避難等の氾濫発生に対する対応を求める。
〇〇川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	レベル3	避難判断水位	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める。
〇〇川 氾濫注意情報 (洪水注意報)	レベル2	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める。
(発表なし)	レベル1	水防団待機水位		水防団に水防活動の準備を求める。

(ウ) 情報の入手

避難勧告等の判断に活用する情報は、決して情報待ちすることなく、積極的に情報収集に努めるとともに、関係機関に助言を求めるものとする。

a 防災気象情報等の入手先

入手先	内容
防災情報提供システム※ 【気象庁】	・気象に関する各種防災情報や今後の予報 ・警報・注意報（図表形式） ・注意警戒分布図 ・台風周辺風分布図 ・流域雨量指数の予測値 ・大雨警報（浸水害）と洪水警報の危険度分布 ・アメダスの10分値データ

入手先	内容
気象庁ホームページ 札幌管区気象台ホームページ	・各種防災気象情報 ・天気図等の閲覧 ・過去の統計データ ・災害に関する資料等
川の防災情報市町村向け※ 【国土交通省 水管理・国土保全局】	・河川の水位 ・河川周辺の雨量
水文水質データベース 【国土交通省】	・雨量 ・水位 ・流量 ・水質

※利用するには、IDとパスワードが必要

b 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先（TEL）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部 予報課・観測課	011-611-6124	・気象、水象に関すること
札幌開発建設部 河川管理課 江別河川事務所 千歳川河川事務所	011-611-0340 011-382-2358 0123-24-1114	・国管理河川施設に関すること ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること ・保有するリアルタイムの情報に関すること
空知総合振興局 札幌建設管理部 治水課 長沼出張所	011-561-0454 0123-88-2346	・道管理河川施設に関すること ・保有するリアルタイムの情報に関すること
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	0126-20-0033	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

イ 避難勧告等の判断基準

(ア) 石狩川・千歳川・夕張川

発令 区分	判断基準	対象地域
避難準備・高齢者等避難開始	・水位観測所の水位が、避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれるとき ・水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達することが予想されるとき ・軽微な漏水、浸食等が発見されたとき ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
避難勧告	・水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したと発表されたとき ・水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想されるとき ・異常な漏水・浸食等が発見されたとき ・浸水等の発生に関する情報が通報され、巡視活動において避難の必要があると判断したとき ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
避難指示（緊急）	・堤防の異常や越水・溢水が発生したとき ・水位観測所の水位が、氾濫危険水位を超えた状態で、洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高いとき ・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき	ハザードマップに示す浸水想定区域内を対象地域とするが、各種情報から適宜判断する。
避難勧告等の解除	・水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域の降雨がほとんどない場合を基本として解除する。 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。	

a 各河川の水位観測所と水位

単位：m

観測所名	河川名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
石狩大橋	石狩川	4.30	5.10	7.80	8.10

観測所名	河川名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
裏の沢	千歳川	5.60	6.40	7.30	7.80
清幌橋	夕張川	11.60	12.60	12.70	13.10

(イ) 石狩川・千歳川・夕張川以外の河川

発令 区分	判断基準	対象地域
避難準備・ 高齢者等避難開始	・町域における大雨注意報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられるとき ・町域における洪水警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられるとき ・軽微な漏水・浸食が発見されたとき ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ・洪水警報発表に加え、各河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき ・上記等の状況等を総合的に判断し、高齢者や障がい者等について事前に避難させておく必要があると判断されたとき	降雨の今後の見通しや巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
避難勧告	・町域における大雨警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき ・異常な漏水・浸食が発見されたとき ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ・浸水等の発生に関する情報が通報され、巡視活動において避難の必要があると判断したとき ・上記等の状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させる必要があると判断されたとき	降雨の今後の見通しや巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。
避難指示 (緊急)	・決壊や越水・溢水が発生したとき ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき ・洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されたとき	降雨の今後の見通しや巡視活動並びに異常現象の通報を勘案し、総合的に決定する。

発令 区分	判断基準	対象地域
避難 勧告等 の 解除	・当該河川の水位が十分に下がり、かつ、上流域の降雨がほとんどない場合を想定し解除する。	

a 気象等警報・注意報発表基準（平成29年7月7日現在）

		警報	注意報
大雨 ※1	（浸水害）表面雨量指数基準※2	9	6
	（土砂災害）土壌雨量指数基準※3	—	107
洪水	流域雨量指数基準	旧夕張川流域＝11.8	旧夕張川流域＝9.4
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流（石狩大橋） 千歳川（裏の沢） 夕張川（清幌川）	千歳川（裏の沢） 夕張川（清幌川）

※1 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

※2 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握する指標で、地質や地形勾配、土地の利用状況などが考慮され、短時間強雨による浸水害発生との相関が高い指数である。解析雨量、降水短時間予報などをもとに、1km四方の領域ごとに算出され、大雨警報（浸水害）の発表基準として使用し、数値が高いほど浸水の危険度が高くなる。

表面雨量指数が警報基準に達した場合、側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない状況が想定される。

※3 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険度の高まりを把握する指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報などをもとに、5km四方の領域ごとに算出され、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表基準として使用し、数値が高いほど土砂災害の危険度が高くなる。

土壌雨量指数が警報基準に達した場合、土砂災害への警戒が必要になり、避難準備をし、早めの避難を心がける必要がある。

(2) 水害（内水氾濫）

ア 避難勧告等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
気象情報	・大雨特別警報（浸水害） ・大雨警報（浸水害） ・台風情報 ・洪水警報
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・床上浸水 ・道路の冠水
雨量	・雨量 ・累加雨量（降り始めからの雨量を合計した値）
札幌管区気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し

(イ) 情報の入手

避難勧告等の判断に活用する情報は、決して情報待ちすることなく、積極的に情報収集に努めるとともに、関係機関に助言を求めるものとする。

a 防災気象情報等の入手先

入手先	内容
防災情報提供システム※ 【気象庁】	・気象に関する各種防災情報や今後の予報 ・警報・注意報（図表形式） ・注意警戒分布図 ・台風周辺風分布図 ・流域雨量指数の予測値 ・大雨警報（浸水害）と洪水警報の危険度分布 ・アメダスの10分値データ
気象庁ホームページ 札幌管区気象台ホームページ	・各種防災気象情報 ・天気図等の閲覧 ・過去の統計データ ・災害に関する資料等

※利用するには、IDとパスワードが必要

b 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先（TEL）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部 予報課・観測課	011-611-6124	・気象に関すること
空知総合振興局 札幌建設管理部 治水課 長沼出張所	011-561-0454 0123-88-2346	・保有するリアルタイムの情報に関すること
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	0126-20-0033	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

イ 避難勧告等の判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
高齢者等避難準備・ 避難開始	巡視活動や地域住民からの通報から、床上浸水や道路冠水等の被害の切迫性があり、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性がある」と判断したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難勧告	巡視活動や地域住民からの通報から、床上浸水や道路冠水が発生し、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性がある」と判断したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
(避難指示) (緊急)	巡視活動や地域住民からの通報から、床上浸水や道路冠水が発生したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難勧告等の 解除	巡視活動から水位が十分に下がっていることが確認でき、さらに、町において、今後、降雨がほとんど無い場合を基本とする。	

(3) 暴風

ア 避難勧告等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
気象情報	・台風情報 ・府県気象情報 ・強風注意報 ・暴風警報 ・暴風特別警報
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・建物の倒壊 ・停電の発生
札幌管区気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し

a 暴風警報・強風注意報発表基準（平成29年7月7日現在）

	基準値（平均風速）
暴風警報	18m/s
強風注意報	12m/s

(イ) 情報の入手先

a 防災気象情報等の入手先

入手先	内容
防災情報提供システム※ 【気象庁】	・気象に関する各種防災情報や今後の予報 ・警報・注意報（図表形式） ・注意警戒分布図 ・台風周辺風分布図
気象庁ホームページ 札幌管区気象台ホームページ	・各種防災気象情報 ・天気図等の閲覧 ・過去の統計データ ・災害に関する資料等

※利用するには、IDとパスワードが必要

b 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先（TEL）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部 予報課・観測課	011-611-6124	・気象に関すること
空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課 長沼出張所	011-561-0411 0123-88-2346	・保有するリアルタイムの情報に関すること
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	0126-20-0033	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

イ 避難勧告等の判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
高齢者等避難準備・ 避難開始	・暴風警報が発表されている状況であり、台風や温帯低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風による被害が予想される とき ・巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難勧告	・暴風特別警報が発表されたとき （暴風により避難が困難となる前に発令する） ・台風や同程度の温帯低気圧が接近、又は上陸の24時間程度前から特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき ・巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。

発令 区分	判断基準	対象地域
(避難指示 (緊急))	・暴風警報又は暴風特別警報 が発表され、かつ、暴風による被害が発生したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難 解除 勧告等 の	・当該地域の暴風特別警報や暴風警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。	

(4) 暴風雪

ア 避難勧告等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
気象情報	・府県気象情報 ・風雪注意報 ・暴風雪警報 ・暴風雪特別警報
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・建物の倒壊 ・交通障害 ・停電の発生
札幌管区気象台からの情報	・気象の状況、今後の見通し

a 暴風雪警報・風雪注意報発表基準（平成29年7月7日現在）

	基準値（平均風速）
暴風雪警報	16m/s雪による視程障害を伴う
風雪注意報	10m/s雪による視程障害を伴う

(イ) 情報の入手先

a 防災気象情報等の入手先

入手先	内容
防災情報提供システム※ 【気象庁】	・気象に関する各種防災情報や今後の予報 ・警報・注意報（図表形式） ・注意警戒分布図
気象庁ホームページ 札幌管区気象台ホームページ	・各種防災気象情報 ・天気図等の閲覧 ・過去の統計データ ・災害に関する資料等

※利用するには、IDとパスワードが必要

b 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部 予報課・観測課	011-611-6124	・気象に関すること
空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課 長沼出張所	011-561-0411 0123-88-2346	・保有するリアルタイムの情報に関すること
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	0126-20-0033	・災害情報及び被害情報に関すること ・避難対策に関すること

イ 避難勧告等の判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
高齢者等避難準備・ 避難開始	・暴風雪警報が発表されている状況であり、急速に発達した低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風雪による被害が予想されるとき ・巡視活動から、暴風雪による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難勧告	・暴風雪特別警報が発表されたとき (暴風雪により避難が困難となる前に発令する) ・急速に発達する低気圧が接近し、暴風雪特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報等により周知されたとき ・巡視活動から、暴風雪による被害の切迫性があると判断したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
(緊急) 避難指示	・暴風雪警報又は暴風雪特別警報 が発表され、かつ、暴風雪による被害が発生したとき	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難勧告等の 解除	・当該地域の暴風雪特別警報や暴風雪警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。	

(5) 大雪

ア 避難勧告等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
気象情報	・ 府県気象情報 ・ 大雪注意報 ・ 大雪警報 ・ 大雪特別警報
巡視活動から得た情報 異常現象の通報	・ 建物の倒壊 ・ 交通障害 ・ 停電の発生
札幌管区気象台からの情報	・ 気象の状況、今後の見通し

a 暴風雪警報・風雪注意報発表基準（平成29年7月7日現在）

	基準値
大雪警報	12時間降雪の深さ50cm
大雪注意報	12時間降雪の深さ30cm

(イ) 情報の入手先

a 防災気象情報等の入手先

入手先	内容
防災情報提供システム※ 【気象庁】	・ 気象に関する各種防災情報や今後の予報 ・ 警報・注意報（図表形式） ・ 注意警戒分布図
気象庁ホームページ 札幌管区気象台ホームページ	・ 各種防災気象情報 ・ 天気図等の閲覧 ・ 過去の統計データ ・ 災害に関する資料等

※利用するには、IDとパスワードが必要

b 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先（TEL）	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部 予報課・観測課	011-611-6124	・ 気象に関すること
空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課 長沼出張所	011-561-0411 0123-88-2346	・ 保有するリアルタイムの情報に関すること
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	0126-20-0033	・ 災害情報及び被害情報に関すること ・ 避難対策に関すること

イ 避難勧告等の判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
高齢者等避難準備・ 避難開始	・大雪警報が発表されている状況であり、夜間から明け方に大雪による被害が予想されるとき	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難勧告	・大雪特別警報 が発表されたとき（大雪で避難できなくなる前に発令する） ・巡視活動から、大雪による被害の切迫性があると判断したとき	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
（避難指示） （緊急）	・大雪警報又は大雪特別警報が発表され、かつ、大雪による被害が発生したとき	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難勧告等の 解除	・当該地域の大雪特別警報や大雪警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。	

(6) 地震

ア 避難勧告等を判断する情報

(ア) 参考にする情報

種類	参考にする情報等
巡視活動から得た情報 地域住民等からの通報	・火災の発生 ・家屋の倒壊
札幌管区気象台からの情報	・震源・震度に関する情報 ・推計震度分布図 ・地震解説資料（今後の地震活動の見通しなど）

(イ) 情報の入手先

a 防災気象情報等の入手先

入手先	内容
防災情報提供システム※ 【気象庁】	・地震情報 ・推計震度分布 ・地震解説資料
気象庁ホームページ 札幌管区気象台ホームページ	・各種防災気象情報 ・過去の地震・津波データ

※利用するには、IDとパスワードが必要

b 助言を求めることのできる関係機関

関係機関	連絡先 (TEL)	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部 地震火山課	011-611-6125	・ 今後の地震活動の見通し
空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課 長沼出張所	011-561-0411 0123-88-2346	・ 保有するリアルタイムの情報に関すること
空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	0126-20-0033	・ 災害情報及び被害情報に関すること ・ 避難対策に関すること

イ 避難勧告等の判断基準

発令 区分	判断基準	対象地域
避難 勧告	・ 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき ・ 地震により家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難なとき	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
(避難 指示 緊急)	・ 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが切迫しているとき ・ 地震により家屋の損壊や倒壊が発生するとともに、ライフライン、道路の被災によって、その地域が孤立し、復旧に時間を要することが見込まれる地域に発令するもの	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難 解除 勧告 等の	・ 当該地域の被災状況を踏まえ、総合的に判断を行う。	

第4 避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（移動局を含む。）、北海道防災

情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難勧告、指避難示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

注）避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町職員、消防職・団員、警察官等避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

- （１）避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町において車両等によって移送する。
- （２）町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 避難場所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難場所の供与及び避難場所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難場所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難場所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、地域住民等に対して周知徹底を図る。

第10 指定避難所の開設

- 1 町は、災害の現象に応じ、洪水、地震による二次災害の危険性を十分配慮し、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、地域住民等に対して周知徹底を図る。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所と

して開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル等の民間施設を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。

- 2 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、福祉避難所を開設する。
- 3 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 4 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により指定避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、指定避難所の設置についてスプリンクラー等の消防設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

資料33 避難場所一覧	347
-------------	-----

第11 避難所の運営管理等

- 1 町は、各避難場所の適切な運営管理を行う。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、町は、避難場所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難場所を運営できるように配慮するよう努める。
- 3 町は、避難場所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- 4 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、避難場所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、避難場所における家庭動物について、道から避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針等の助言・支援を受けながら家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 5 町は避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

- 6 町は、やむを得ず避難場所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 7 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努める。
- 8 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

様式11	避難場所管理様式（避難者名簿）	456
様式12	避難場所管理様式（在宅避難者名簿）	457
様式13	避難場所管理様式（退去者記録簿）	458
様式14	避難場所管理様式（避難場所状況報告書）	459
様式15	避難場所管理様式（外出記録簿）	460

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- （1）災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると町長が認めたときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて協議を行う。
なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、道知事に助言を求める。
- （2）道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- （3）町長又は道知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難場所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに避難場所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。
なお、協議先市町村長は必要に応じて、道知事に助言を求める。
- （4）町長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに道知事に報告する。
- （5）町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難場所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、道知事に報告する。
- （6）協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を避難場所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- （7）道知事は、災害の発生により、町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対する被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 町長は、道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、避難場所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を道知事に報告し、及び公示するとともに避難場所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により、居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 応急措置実施計画

災害時において、町等が実施する応急措置は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関の長等その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 道知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条第1項）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官（基本法第63条、消防法第28条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制

限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定し、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により、消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条3項）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求は、この計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（空知総合振興局長）に要求する（様式16）。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によって依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は、前項（1）によって派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊の長に部隊の派遣を要請する。

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により、要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、以下の連絡先に直接通知することができる。

連絡先	陸上自衛隊第7師団
連絡窓口	第72戦車連隊第三科
所在地	恵庭市柏木町531番地 TEL 0123-32-2101

2 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

3 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の町において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

資料57 自衛隊への災害派遣要請にあたっての北海道の基本的な考え方について	437
様式16 災害派遣の要請について	463

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の搜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付け又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 派遣部隊到着の処理

1 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、目的地に誘導するとともに、関係各部長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとる。

2 道知事への報告

町長は、派遣到着後及び必要に応じ、次の事項について、空知総合振興局長を経由して知事へ報告する。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他必要な事項

第4 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊の長と密接な連絡調整を行う。

第5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。道知事等の要請によって派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にい

ない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要求の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに文書（様式17）をもって道知事（空知総合振興局長）に対しその旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その文書を提出する。

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第5節第12「広域一時滞在」による。

第1 道、市町村間の応援・受援活動

1 道からの職員の派遣

道知事は、災害の状況に応じて、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うため、職員を派遣することができる。

2 応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料60）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

3 基本法による応援

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、道知事（空知総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

資料60 各種協定等

443

第2 消防機関（南空知消防組合）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入れ体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料52）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料53）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

資料52 緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画

412

資料53 緊急消防援助隊受援計画

418

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査等の情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道知事に対して要請を行う。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他ヘリコプター等による活動が最も有効と認められる場合

また、自衛隊に対する要請は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。

2 要請方法

道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式18）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(様式19)により、総括管理者(北海道総務部危機管理監)に報告する。

5 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」(資料55)に基づき行う。

(2) 救急患者の搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局(地域創生部地域政策課)にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票(様式20)を提出する。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

6 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する(資料36)。

7 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

資料36	ヘリコプター離着陸可能地	353
資料54	北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	425
資料55	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	430
様式18	北海道消防防災ヘリコプター運航伝達票	465
様式19	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	466
様式20	救急患者の緊急搬送情報伝達票	467

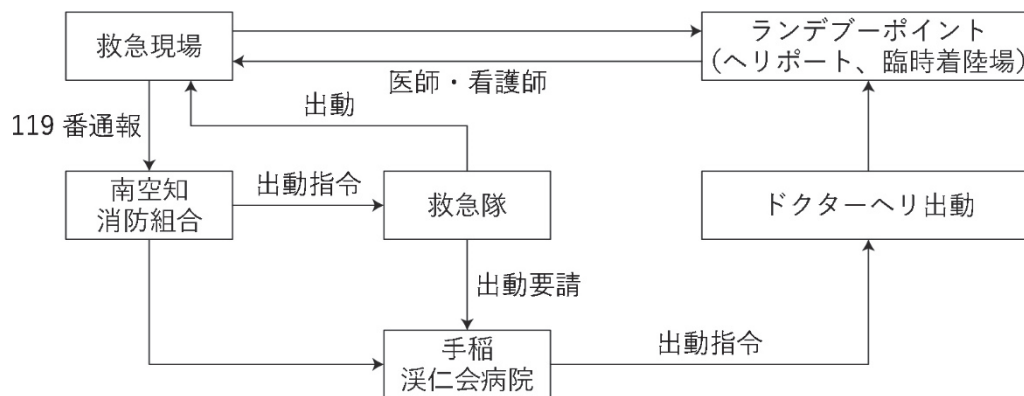
第4 ドクターヘリの要請

1 要請基準

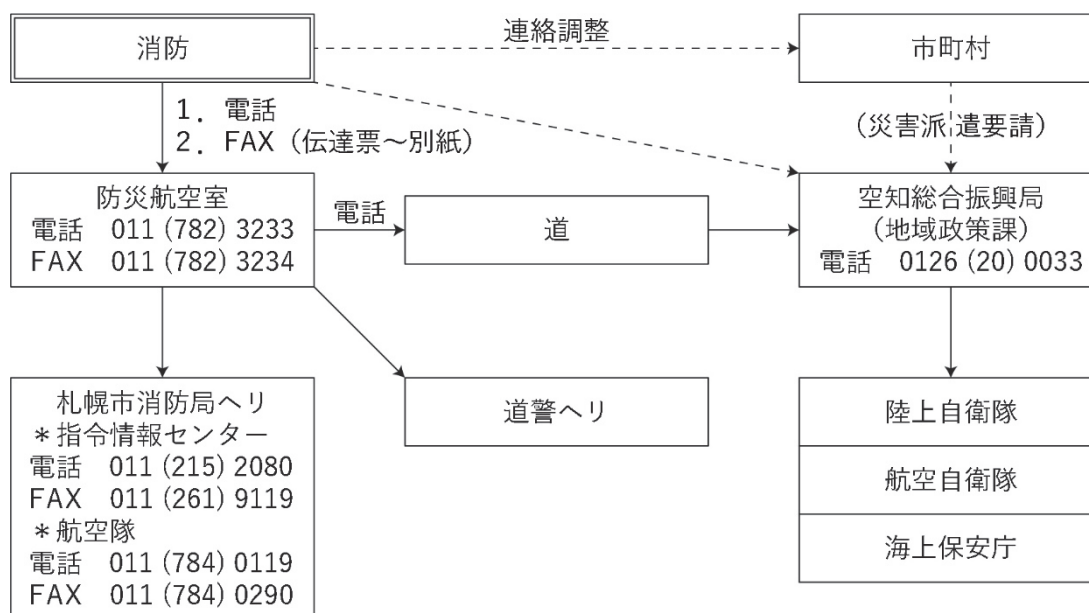
119番通報を受報した南空知消防組合又は現場に出動した救急隊が救急現場において、道が公表している「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に記載されている以下の基準例を参考に、医師による早期治療を要する症例と判断した場合にドクターヘリの要請を行う。

基準例
・自動車からの放出、同乗者の死亡、自動車の横転等の自動車事故 ・溺水、生き埋め ・3階以上の高さからの転落、山間部での滑落 ・航空機墜落事故 ・重症が疑われる中毒事件 ・頭部、頸部、躯幹、又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ほか

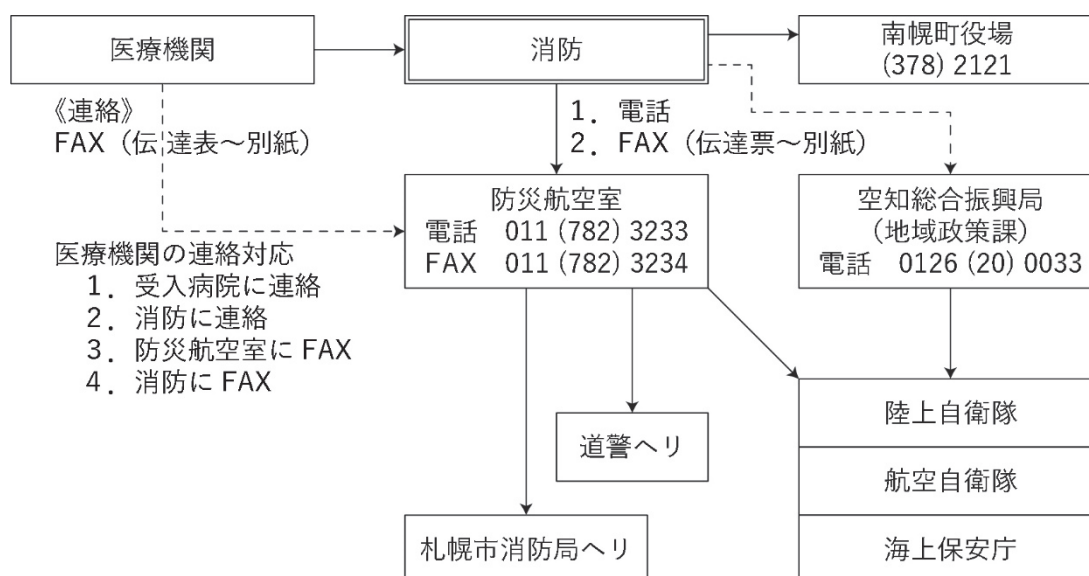
2 要請方法（ドクターヘリ運用の流れ）



ドクターヘリ運用の流れ



消防防災ヘリコプター運航系統図（消防関係業務）



消防防災ヘリコプター運航系統図（救急患者の搬送）

第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携のもとに実施する。

また、住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（消防）

町長（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により、生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

2 栗山警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

第2 他機関への救出要請

町長は、救助力が不足する場合は、隣接市町長、道知事（空知総合振興局長）等に応援を求める。また、大規模災害が発生し、救出の実施が困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請計画の定めるところにより、道知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第3 救出対象者

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

- 1 火災の際、火中に取り残された場合
- 2 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- 3 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- 4 自動車等の大事故が発生した場合

第4 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び栗山警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第5 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、「救急状況調書」（様式21）及び「記録集計表」（様式22）を作成する。

様式21 救急状況調書	468
様式22 記録集計表	469

第11節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、道知事の委任により町長が実施するほか、道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2 医療救護活動の実施

1 町が実施する医療救護活動

(1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、医療救護に当たる。また、災害の状況に応じて空知南部医師会等の関係機関に協力を要請する。

ただし、救助法が適用された場合は、道知事が実施し、町はこれに協力する。

(2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 医療救護の対象者

(1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

町は、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、直ちに医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずる。

3 救護所の設置

町長は災害状況に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。

応急救護所は、町内の各医療機関を原則とするが、災害の状況等により学校、町内行政区会館等の施設を利用する。

資料31 医療機関一覧

345

第3 輸送体制の確保

1 重症患者等の搬送

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として南空知消防組合南幌支署が実施する。

ただし、南空知消防組合の救急車両が確保できないときは、町、道等が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。ドクターヘリの派遣については、本章第9節第4「ドクターヘリの要請」を準用する。

第4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する（資料32）。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

資料32 医薬品等取扱業者

346

第5 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- 1 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。
- 2 岩見沢保健所長の指導の下、避難場所において住民に対する保健指導等を実施する。
- 3 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第2 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

第3 感染症の予防

1 指示及び命令

町長は、感染症予防上必要があると認める場合及び道知事（岩見沢保健所）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施する。

- （1）感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- （2）ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- （3）生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- （4）物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- （5）公共の場所の清潔方法に関する指示
- （6）臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

- （1）検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難場所においては、道が編成する検病調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- （2）地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- （3）検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し、医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して道知事（岩見沢保健所）の指示を受け、予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、道知事（岩見沢保健所）の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道処理施設を利用させる等の方法により、不衛生にならないよう処理する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事（岩見沢保健所）の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

(1) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

(2) 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。

(3) 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は、その水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させる。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染されたおそれ強いときは消毒の上、井戸替えを施さないと使用させない。

(4) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール又はクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、床下の湿潤の程度に応じて所要石灰の散布、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

(5) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、石灰酸水、クレゾール又はホルマリン水をもって散布する。便槽は、石灰乳又はクロール石灰水を十分かくはんするよう指導する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく道知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20ℓとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、道知事（岩見沢保健所）が速やかに感染症法第15条に基づき調査その他の防疫措置を実施する。

第5 避難場所等の防疫指導

町長は、避難場所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

町は、道知事（岩見沢保健所）や避難場所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

町は、岩見沢保健所長の指導の下、避難場所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従とする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第6 防疫資機材の調達

災害時において、町が所有する防疫資機材に不足が生じた場合は、道知事（岩見沢保健所）又は近隣市町村等から借用する。

第7 家畜防疫

家畜の防疫については、本章第18節「農業応急対策計画」を準用する。

第13節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う栗山警察署が実施する警戒、警備については、この計画の定めるところによる。

第1 応急対策の実施（栗山警察署）

- 1 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- 2 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- 3 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、地域住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- 4 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

第2 事前措置に関する事項

1 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、栗山警察署長を経て札幌方面本部長に対して行う。

2 町長からの要求により行う事前措置

栗山警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知する。

この場合、当該措置の事後処理は町長が行う。

第3 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

- 1 栗山警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報の収集に努める。
- 2 栗山警察署長は、災害発生後直ちに情報収集体制を確立し、管轄被災地域の建造物の被災程度、被災者の状況、火災の発生状況、避難経路等、被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び関係機関へ通報する。
- 3 栗山警察署長は、災害情報の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、町災害対策本部に警察幹部を派遣する。

第4 避難に関する事項

- 1 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずる。
- 2 警察官は、基本法第61条に基づき、避難の指示を行う場合は、本章第5節「避難対策計画」に定める避難場所を示す。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により、適宜の措置を講ずる。

この場合において、警察官が町長に通知したときは、当該避難先の借り上げ、給食等は町長が行う。

- 3 警察官は、避難誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災者の無人化した住宅街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

第5 広報に関する事項

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

第6 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体検案等に当たる。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 町及び南空知消防組合

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- (2) 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 消防職員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（栗山警察署）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道開発局

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

4 道（札幌建設管理部長沼出張所）

- （1）道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- （2）交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- （3）道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

5 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- （1）自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- （2）警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- （3）現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（栗山警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- （1）損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- （2）迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- （3）緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（栗山警察署）は、次の方法により交通規制を実施する。

- （1）交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- （2）緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

町は、道路管理者及び北海道公安委員会（栗山警察署）から、通行止め予告情報を受け取った場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、地域住民に周知する。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（栗山警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 道知事（空知総合振興局長）又は北海道公安委員会（栗山警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（空知総合振興局）又は栗山警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（様式23）、「標章」（資料37）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

町は、道及び地方行政機関と連携し、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（栗山警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（栗山警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都府県公安委員会又は他の都府県知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受けかつ当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会（栗山警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

資料37	標章	354
様式23	緊急通行車両確認証明書	470

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路（株）北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、災害応急対策に万全を期すための災害輸送を行う。

また、町長が必要と認める場合は、道知事（空知総合振興局長）へ輸送の措置に関する応援を要請する。

第2 輸送の方法

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に町の所有する車両等（資料39）を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、他の防災関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。町有車両、営業用車両、燃料調達先は、建設対策部で別に定めておく。また、要配慮者の輸送にあたっては、民間の福祉車両の借上げを行う等、要配慮者の状態に配慮した輸送を行う。

なお、車両等による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力による輸送を、また積雪期はスノーモービル等により輸送を行う。

2 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は急患輸送で緊急輸送の必要が生じたときは、道知事を通じ自衛隊等に対し航空機輸送の要請をする。

ヘリコプターの発着、物資投下可能場所及び要請については、本章第9節「ヘリコプター等活用計画」に定めるとおりとする。

3 舟艇の輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料等の供給の必要がある場合は、消防等で保有する舟艇により輸送を行う。

資料39 町所有車両の現況

356

第3 輸送の範囲

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による輸送の範囲は次のとおりである。

- 1 被災者の避難のための輸送
- 2 医療のための輸送
- 3 被災者の救出のための輸送
- 4 飲料水の供給のための輸送

- 5 遺体の搜索のための輸送
- 6 遺体の処理のための輸送
- 7 救済用物資の整理配分のための輸送

第4 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、輸送記録簿（様式24）により記録しておかなければならない。

様式24 輸送記録簿

471

第5 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した町長が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第16節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任に基づいて実施する。

第2 食料の供給

1 町が実施する食料供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について空知総合振興局長を通じて道知事に要請する。なお、町において調達が困難かつ緊急を要する場合、町長は、直接近隣市町村に協力を要請する。

2 応急供給する食料品目及び調達方法

(1) 米穀

ア 道知事への要請

町長は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、被災者に対して炊き出し等の給食を必要とするときは、町内の業者から調達するが、応急用米穀等を町内で調達できないときは、米穀の確保について空知総合振興局長を通じて道知事に要請する。

イ 食料の受領

救助法が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法等に係る手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に定めるところにより、道知事又は町長は、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から災害救助用米穀を受領し、被災者等に配給する。

(2) 副食、調味料

缶詰、インスタント食品等の副食及び調味料については、必要に応じて町内の業者から調達する。

また、町内で調達できない場合、又はその必要数量を確保できないときは、空知総合振興局長を通じて道知事にそのあつせんを依頼する。

(3) 乳幼児の食料

乳幼児の食料となる粉ミルクについては、必要に応じて町内の業者から調達する。

(4) 緊急調達先

災害時に速やかな対応ができるよう、事前に町内業者と協議し、調達先を定めておくとともに、調達可能な数量を把握しておく。

なお、町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

第3 炊き出し計画

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町長（町民対策部）が行う。

2 炊き出しの対象者

- （1）避難所に収容された者
- （2）住家に被害を受けて炊事ができない者
- （3）災害応急対策に従事している者

3 炊き出し施設

炊き出しについては、本章第5節「避難対策計画」で指定する避難所のうち給食施設を有する各避難所で行うほか、学校給食センターで実施する。

また、炊き出し施設が不足する場合は、町内の炊き出し可能な施設（ホテル等の民間施設）の協力を得るものとし、炊き出し用具が不足する場合には、器具、数量、期間、集積場所等を明示し、道へ応援を要請する。

4 業者からの購入

町において、直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯の提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の業者から購入し供給する。

5 炊き出し等の費用及び期間

- （1）炊き出し等の実施のために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、その他雑費とし、予算の範囲内とする。
- （2）炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

6 記録

炊き出しを実施した場合は、その状況を記録しておく。

7 協力団体

民間業者（委託先）による実施が困難な場合には、日本赤十字奉仕団、南幌町婦人会、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等の協力・応援を求めて実施する。また、ライフラインの寸断によって炊き出しの実施が困難な場合には、自衛隊等に協力を求める。

第4 食料の配給

- 1 被災者に対する食料の配給は、原則として避難所において実施する。
- 2 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所で配給する。
- 3 食料は、行政区、自主防災組織等の協力により公平かつ平等に配給する。
- 4 被災者のうち避難行動要支援者に対しては、優先的に配給し、配給内容についても考慮する。

第5 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第15節「輸送計画」及び第34節「労務供給計画」により措置する。

第17節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

町長は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報していく。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、川・池等の自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

3 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して給水に当たるとともに、地域住民への供給に万全を期すため、給水袋を確保する。なお、保有している給水資機材は、資料30のとおりである。

資料30 給水資機材保有状況

344

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、地域住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として地域住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近に家庭用井戸水がある場合で、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第3 給水施設の復旧

災害により給水施設が被災したときは、住民に必要な飲料水の確保と避難所、医療施設、消火栓等の緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

第4 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知する。

第18節 農業応急対策計画

被害を受けた農産物及び施設の応急対策を実施し、営農体制の早期再開に関する計画は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、風水害等による農業被害の発生及び拡大を防止するため、必要に応じ、南幌町農業協同組合等関係機関と連携し、被害状況の把握その他応急対策に努める。

第2 農業施設等の応急対策

1 被害状況の把握

町は、風水害等の災害が発生した場合には、南幌町農業協同組合及び農地・農業用施設の管理者と連携し、農地・農業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

2 関係機関等への連絡

町は、農地・農業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

3 応急対策

(1) 農産物及び農業用施設

町は、道及び南幌町農業協同組合と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、道及び南幌町農業協同組合と連携し、次の応急対策を講じる。

ア 死亡獣畜の処理

イ 家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止措置

ウ 家畜用医薬品、家畜飼料等の円滑な供給

第3 家畜防疫

1 家畜防疫の実施

(1) 緊急防疫の実施

町長は、家畜伝染性疾病预防上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じ「家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）」を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

(2) 獣医薬品器材の確保

町長は、緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努める。

(3) 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

町長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

(4) 家畜衛生車の被災地への出動要請

町長は、必要に応じ家畜保健衛生所に家畜衛生車の出動を要請し、被災地の防疫に当たる。

2 家畜の救護

町長は、南空知農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第19節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

1 物資の調達、輸送

- (1) 町内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分する等の配慮を行う。

1 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全焼、全壊、流失、埋没、半壊、半焼及び床上浸水となった者で、被服、寝具その他生活必需物資を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2 給与又は貸与の方法

(1) 物資購入及び配分計画

ア 町は、世帯構成員別被害状況（様式25）をもとに救援物資を調達する。また、これらの物資について、被害状況別、地区別、避難所別、世帯別に配分計画を立て、給与又は貸与に当たる。

イ 社会福祉施設に対し、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(ア) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

(イ) 被災施設への応援、支援活動を考慮して確保する。

(2) 物資の調達

物資の調達は町が行い、町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

(3) 救援物資の集積場所

調達物資及び道からの救援物資の集積場所は、公共施設の中から保健福祉対策部長の指示により定める。

(4) 物資の給与又は貸与

町は、各地域の地区責任者を定め、住民組織等の協力を得て、迅速かつ的確に実施する。特に、避難行動要支援者を含む要配慮者には優先的に供給する。

なお、救助法による援助物資とその他の義援物資とは、實際上及び書類上明確に区分し処理する。

3 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外着（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴等）
- (5) 炊事道具（鍋、包丁、バケツ等）
- (6) 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、紙おむつ、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ろうそく、プロパンガス、石油等）

4 給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理する。

- (1) 世帯構成員別被害状況 (様式25)
- (2) 物資購入（配分）計画表 (様式26)
- (3) 物資受払簿 (様式27)
- (4) 物資給与及び受領簿 (様式28)

様式25	世帯構成員別被害状況	472
様式26	物資購入（配分）計画表	473
様式27	物資受払簿	474
様式28	物資給与及び受領簿	475

第3 生活必需物資の確保

- 1 町は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあつせんを求める。
- 2 町は、住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努める。

第20節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

第2 石油類燃料の確保

災害時における石油類燃料（LPGを含む。）の確保については、石油類燃料取扱業者等と事前に協定を締結する等、体制の整備に努める。

なお、地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第21節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 町の措置

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

1 要員

町は、災害発生等において、北海道電力株式会社（栗山営業所）から自衛隊の派遣の要請があった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認めるときに、道知事（空知総合振興局長）に対して要請を依頼する。

2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

3 広報活動

町は、北海道電力株式会社（栗山営業所）と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報車及び町ホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第2 北海道電力株式会社（栗山営業所）の措置

北海道電力株式会社（栗山営業所）は、基本法に基づいて北海道電力株式会社が作成した「防災業務計画」等に基づき、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

第22節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 非常災害の事前対策

- 1 町は、台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連絡をとる。
- 2 町は、災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間毎に関係機関と確認しておく。

第2 災害発生時の対策

町は、災害発生時において、北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している協定のほか、栗山警察署、南空知消防組合との連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第3 町の措置

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、ガス事業者等による諸活動に対し、必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びガス事業者等と連携した対応を図る。

第23節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、この計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障を来すものであるため、長幌上水道企業団は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

長幌上水道企業団は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努めるとともに、応急復旧までの対応についての周知を行う。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 仮設トイレの確保

水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難所施設に仮設トイレを設置する。

第24節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、この計画の定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪及び異常気象等による出水
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川の埋塞
溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

（1）応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

（2）応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、町及び関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶ等)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第25節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、「被災宅地危険度判定実施要綱」（資料56）に基づく被災宅地危険度判定士（以下、「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下、「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、地域住民の安全確保に努める。

資料56 被災宅地危険度判定実施要綱

432

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定士の支援

道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

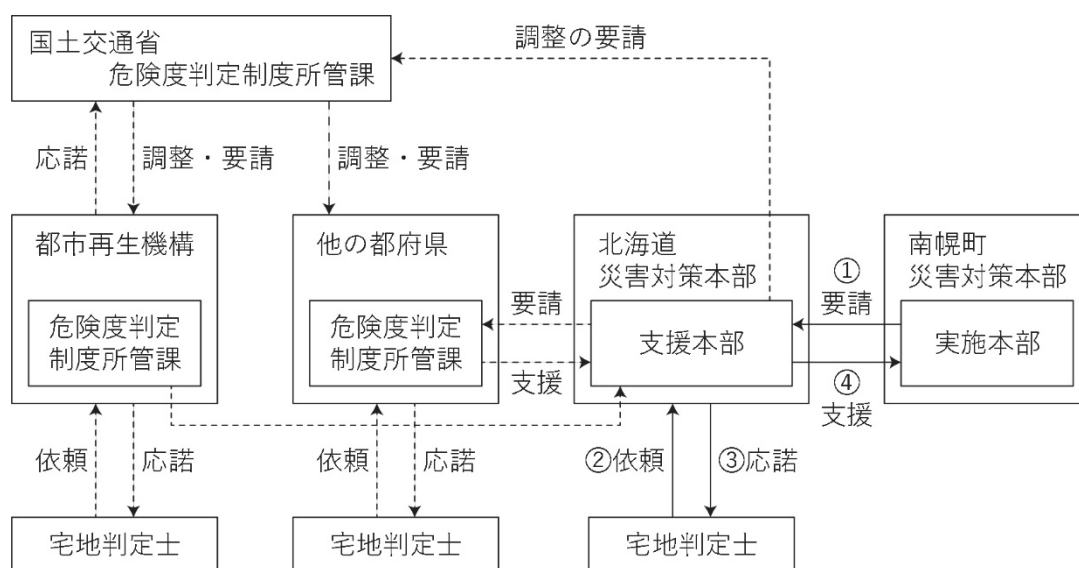
「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 3 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。



危険度判定実施体制（被災宅地危険度判定業務実施マニュアルを参考に作成）

第26節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に道知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難場所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第5節「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。その際、被災者の資力、その他生活条件を十分調査の上、決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、道知事が行う。ただし、災害救助法第30条第1項により知事が認める場合は、町長が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）」に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により、避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1) 応急仮設住宅台帳（様式29）

(2) 住宅応急修理記録簿（様式30）

7 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 町区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数が町区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数が町区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、道知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は「公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）」第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で、「南幌町公営住宅条例（平成9年9月18日条例第27号）」で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

様式29 応急仮設住宅台帳	476
様式30 住宅応急修理記録簿	477

第3 資材等のあっせん、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼する。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第27節 障害物除去計画

水害等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、「道路法（昭和27年6月10日法律第180号）」及び「河川法（昭和39年7月10日法律第167号）」に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。
- 2 北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

第5 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、その状況を記録しておく。

第6 障害物の保管等

- 1 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- 2 保管した工作物等が滅失、破損するおそれがあるとき及びその保管に不相当の費用、手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

第7 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる

第28節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者（町・町教育委員会）

（1）防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、勤務時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

（2）児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（3）施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が道知事の委任により実施する。

第2 応急対策実施計画

1 休校処置

（1）災害が発生し、又は予想される気象条件になったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとる。また、児童生徒を帰宅させる場合は、教師が付き添う等、児童生徒の安全保護に留意する。

（2）登校前の処置

登校前に休校処置を決定したときは、防災行政無線及び各学校の学級電話連絡網により児童生徒に周知徹底させる。

2 施設の確保と復旧対策

（1）応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用等により授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討し、また、空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し、施設のあつせんを要請する。

3 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

町教育委員会及び北海道教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

5 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他市町村に対し、使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、その状況を記録しておくものとする。

(6) 救助法が適用されない場合

被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行う。

6 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

7 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。

8 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

(1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び南幌町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第29節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により、行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬については、町及び栗山警察署が実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部（南幌町分区）が行う。

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

（1）搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（2）搜索の実施

町長が、南空知消防組合南幌支署及び栗山警察署に協力を要請し、搜索を実施する。被災の状況によっては、住民の協力を得て実施する。

（3）搜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

2 変死体の届出

変死体については、直ちに栗山警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。

3 遺体の処理

（1）対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

（2）処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案

エ 死体見分（警察官）

（3）処理の方法

ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部（南幌町分区）の検案を受け、次により処理する。

（ア）身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

(4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）」の規定により処理する。

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼する等、広域火葬に係る調整を行う。

6 実施状況の記録

遺体の処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1) 遺体の処理 遺体処理台帳

(2) 遺体の埋葬 埋葬台帳

7 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）」第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第30節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）」及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年3月30日条例第3号、以下「条例」という。）」に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。
- 3 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
- 4 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。
 - （1）動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保
 - （2）動物のしつけと健康管理
 - （3）災害時の心構え

第31節 応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害時の家畜飼料の確保等、家畜飼料に関わる応急対策は、町長が実施する。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、南幌町農業協同組合等と緊密な連携をとって応急確保に努め、これにより更に不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんに要請することができるものとし、道は必要に応じて農林水産省生産局に応急飼料のあっせんに要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- （1）家畜の種類及び頭羽数
- （2）飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- （3）購入予算額
- （4）農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- （1）家畜の種類及び頭数
- （2）転飼希望期間
- （3）管理方法（預託、付添等）
- （4）転飼予算額
- （5）農家戸数等の参考となる事項

第3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努める。

第32節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、この計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、本章第27節「障害物除去計画」による。

第1 実施責任

- 1 町長は、被災地における廃棄物等の処理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときには町が実施する。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

（1）ごみ処理

ア 収集

（ア）委託業者により実施するが、災害の状況により、現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施する。

（イ）収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、地域住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

処理処分は、廃棄物処理施設（資料43）において実施するが、処理能力を上回った場合は、災害の状況により、埋立て又は一時貯蔵し、後日、処分場にて処理又は近隣市町村の協力を得て焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

（ア）被災家庭から排出される畳、障子、家具類、家電製品、寝具、衣類、本類、植木類、倒壊家屋や商店等から排出される食料品、紙類、ガラス、陶器類、電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、地域住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は、仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿の収集は、許可業者によりバキューム車を借上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、便所の倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう、被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。

(3) 仮設トイレの設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合又はし尿収集車による収集ができない地域は、必要に応じて野外に仮設トイレを設置する。この場合恒久対策の障害にならないよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、空知総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

(2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。

(3) 前2号において埋却する場合にあっては1 m以上覆土する。

3 被災施設の対策

(1) 施設管理班

ゴミ処理及びし尿処理施設の災害復旧作業を効率的に実施するため、建設対策部に施設管理班を編成する。

(2) 施設管理の方法

ア 施設の被害状況の調査内容及び応急対策の方法を、関係機関と連絡を密にし、適切な処置を行う。

イ 施設の災害復旧事業に関する処理を行う。

第33節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、この計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、町は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

なお、災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第34節 労務供給計画

町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により、労働力を確保し、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策の場合、町長が、地域住民、自主防災組織等への協力依頼や労務者の雇用を行う。

また、災害応急対策の要員を確保する場合、次の順序で行う。

- 1 被災した地区の地域住民、自主防災組織等へ協力を依頼する。
- 2 被災した地区以外の地域住民、自主防災組織等へ協力を依頼する。
- 3 特に必要な場合、労務者を雇用する。

第2 自主防災組織等への協力要請

1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。

2 協力要請の内容

本部の各部において、災害応急対策の要員が必要となる場合は、次の事項を示し、総務対策部を通じて、地域住民、自主防災組織等へ協力要請する。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 自主防災組織等の要請先及び活動内容

(1) 自主防災組織等の要請先

地域住民又は、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定める自主防災組織等へ協力を要請する。

(2) 自主防災組織等の活動内容

自主防災組織等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア 避難所に収容された被災者の世話
- イ 被災者への炊き出し
- ウ 救援物資の整理、配送及び支給
- エ 被災者への飲料水の供給
- オ 被災者への医療、助産の協力
- カ 避難所の清掃

- キ 町の依頼による被害者状況調査
- ク その他災害応急措置の応援

第3 確保方法

1 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が不足なときは、労務者を雇上げる。

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導
- イ 医療、助産のための移送
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配付
- オ 救援物資支給
- カ 行方不明者の捜索及び処理

2 公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして求人の申込みをする。

- (1) 職業別、所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第35節 職員派遣計画

町長は、災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下、「派遣側」という。）及び職員派遣受入れ側（以下、「受入れ側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下、「関係規定」という。）の適用がある。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。

また、受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定による。

3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。

4 派遣職員の服務は派遣受入れ側の規定を適用する。

5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第4 自衛隊の災害派遣要請

本章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき派遣要請を行う。

第36節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、道知事（空知総合振興局長）が行う。

ただし、町長は道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準			
人口 被害区分	町単独の場合	被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住家 が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
南幌町 5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用			
1 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの (2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの (3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。			

第3 救助法の適用手続

- 1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

3 救助の記録

救助の物資受払状況については、「救助の項目別物資受払状況」（様式31）により記録しておくなければならない。

様式31 救助の項目別物資受払状況

478

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

